

H28年5月～
瀬戸内ブランド商品登録応募要項
(サポーター登録応募要項含む)

平成28年4月
一般社団法人せとうち観光推進機構

① 「瀬戸内ブランド」とは

[瀬戸内の目指すブランドアイデンティティ]

The Inland Sea, SETOUCHI.

世界有数の内海（うちうみ）を共有し、
独自で多様な資産から成る内海文化圏。
その特有な文化に触れることで、
日常から解放された神秘的な体験を得られる場所。

島：瀬戸（狭門）や島々を中心とする独特の多島美景観や島を臨む生活。

食：変化に富んだ潮流で育まれた海の幸や、温暖な気候の恵みである柑橘類などの食資産。

歴史：古代から日本の交通の要衝であり、歴史の重みを感じさせる まちなみや情景。

② 登録とは

瀬戸内エリア特有の「自然（島や内海）」、「食」、「歴史」といった資産をもとに、創意工夫によって開発され、上記①のブランドアイデンティティを体現するような商品及びサービスなどを、登録基準に基づいて瀬戸内ブランド商品として登録するものです。「瀬戸内」のブランド価値を向上させ、広く国内外に認知が広まることを目指しています。

③ 登録対象

下記の（１）～（４）に関連する商品及びサービス（ツアーやクルーズ、宿泊などの体験サービスを含む。）など

- （１）自然（景観、内海、島、気候、地形、温泉、海岸など）
- （２）食（農産物、畜産物、魚介類、柑橘類、果物、酒、郷土料理、食べ方、米穀加工品、
麺類、野菜・果物等加工品、調味料、菓子、飲料など）
- （３）歴史（遺産、名所、歴史建物、歴史的人物、歴史的モニュメントなど）
- （４）文化（風俗慣習、民俗芸能、伝統技術、行事、祭事など）

④ 登録基準

下記の登録基準をすべて満たすことが必要です。

- ・ブランドアイデンティティとの合致度
「瀬戸内」の自然や食、歴史文化などを現す瀬戸内らしい商品であること。
創意工夫が見られ、人々への新しい提案や革新性があること。
- ・信頼性／品質
瀬戸内エリアの資産(材料等)をもとに開発された裏付けがあること。
高い信頼性を持った商品及びサービスなどであること。
質の高さを維持、向上するための取組や裏付けがあること。
- ・市場性
消費者ニーズに合致しており、市場性が高いこと。
瀬戸内ブランドの知名度、イメージアップへの貢献が期待できること。

なお、下記の事項に該当すると認められる場合は、登録対象外とします。

- (1) 法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (2) 特定の政治活動、思想活動又は宗教活動を助長するおそれがあると認められるとき。
- (3) 自己の信用を高めるために利用すると認められるとき。
- (4) 自己の商標、意匠その他これに類するものとして利用すると認められるとき。
- (5) 一般社団法人せとうち観光推進機構（以下「推進機構」という。）及びブランドマークをおとしめると認められるとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほかブランドマークの利用を不相当と認めるとき。

⑤ 申請要件

- (1) 「瀬戸内ブランドサポーター」に登録していること（未登録の際は、P 5～6「サポーター登録応募要項」参照）。
- (2) 瀬戸内7県（兵庫、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛）域内に、住所（法人その他団体にあっては事務所の所在地）、原材料の生産地、加工地のいずれかを有していること。ただし、上記に該当しない場合であっても、瀬戸内の地域経済活性化と観光の視点から、瀬戸内ブランド商品として登録することが適当と判断する場合があります。

⑥ 登録について

瀬戸内ブランド商品の登録については、事業者等からの申請を受け、その申請に係る商品やサービスなどが、登録基準を満たしているか審査し、推進機構が登録します。

⑦ 審査結果について

審査の結果、申請された商品やサービスなどを「瀬戸内ブランド」として登録した場合は、推進機構が利用許諾通知書を交付します。

また、瀬戸内ブランド商品として登録されなかった場合は、その旨を文書でお知らせします。

⑧ 登録後について

- (1) 一般社団法人せとうち観光推進機構の公式サイト（以下「公式サイト」という。）へ掲載します。
- (2) 登録物について「瀬戸内ブランド」の名称及びブランドマークを使用することができます。
なお、下記の使用ルールを遵守してください。
 - 推進機構が定めた形、色等の規格に沿って正しく使用すること。
 - 利用許諾を受けた用途のみに使用すること。
 - 利用許諾通知書に明記された条件に従い使用すること。
 - 利用に当たっては、推進機構がブランドマークの著作権者であることを明示すること。
 - 利用前に当該利用に係る物件の完成見本を速やかに推進機構に提出すること。
ただし、完成見本の提出が困難なものについては、その写真の提出をもって代えることができるものとする。
 - 利用者はその利用に関して商標登録出願を行うことはできない。

⑨ 登録の取り消し

以下の場合に適合した場合は、登録を取り消すことがあります。

〈取消理由〉

- (1) 登録基準に適合しないと認められたとき
- (2) 使用ルールを遵守していないと認められたとき
- (3) 虚偽の申請により、登録を受けたとき
- (4) その他、瀬戸内ブランド商品の登録に重大な支障を及ぼすおそれがある行為があったとき

⑩ 有効期限

登録商品の有効期限は登録日より3年とさせていただきます。

なお、継続希望の際は、終了3ヶ月前までに再度申請書の提出及び継続の理由（直近の店頭での販売実績や製造実績などで市場性があるなど）の資料を添え、改めて審査を受けていただきます。

⑪ 終了・変更の報告

登録商品の販売（サービスの提供）の終了及び変更の場合は、事前に報告をしてください。

⑫ 応募方法

所定の様式（公式サイトからダウンロード）に必要な事項を記入の上、推進機構へ送付してください。

【受付窓口】

一般社団法人せとうち観光推進機構

〒730-0011 広島県広島市中区基町10番3号 広島県自治会館2階

【提出資料】

○ 瀬戸内ブランド商品の登録申請書

※ 様式は公式サイトからダウンロードしてください。

《申請者が個人の場合》

○ 住民票の写し

《申請者が法人、その他の団体の場合》

○ 定款、寄附行為などその他これらに準ずるもの、及び法人にあっては、当該法人の登記事項証明書

【注意事項】

○ 提出いただいた登録申請書に記入されている内容を基にしますので、「申請する商品及びサービスの概要」、「瀬戸内らしさ」など登録基準の適合性については、詳しくご記入ください。

○ 審査に当たっては、申請サンプルがありましたら提出いただきます。詳細については、応募

書類受領後に連絡いたします。

- 応募書類及び申請サンプルは返却いたしません。
- 応募書類の内容については、当該審査以外に使用することはありません。

⑬ 問い合わせ先

一般社団法人せとうち観光推進機構

電 話:082-836-3217

F A X:082-836-3218

受付時間：9:00～17:45（土曜・日曜・祝日を除く）

⑭ その他

この要項に定めるもののほか、瀬戸内ブランドマークの登録に必要な事項は、推進機構が別に定めます。

以上

瀬戸内ブランドサポーター登録応募要項

(目的)

第1条 一般社団法人せとうち観光推進機構（以下「推進機構」という。）の取り組みを応援する企業・団体等（官公庁、公共法人等含み、政治団体、宗教法人、反社会的勢力及び公序良俗に反する団体を除く。以下同じ。）の、「瀬戸内ブランドサポーター」としての登録その他の事項については、この要項に定めるところによる。

(登録基準)

第2条 推進機構は、企業・団体等が、推進機構の取組みに積極的に賛同し、情報発信等を行う場合に限り、「瀬戸内ブランドサポーター」としての登録（以下、「登録」という。）を行うことができる。

(登録の申請)

第3条 登録しようとする企業・団体等は、「瀬戸内ブランドサポーター申請書」を推進機構に提出することにより、登録の申請を行うものとする。

【受付窓口】

一般社団法人せとうち観光推進機構

〒730-0011

広島県広島市中区基町10番3号 広島県自治会館2階

電話：082-836-3217

- 2 登録の申請書には、定款、寄付行為などその他これらに準ずるもの、及び法人にあたっては、当該法人の登記事項証明書（個人の場合は、住民票の写し）を添付するものとする。
- 3 推進機構は、申請があったときは、登録の可否を決定した上で、登録を行う場合には登録書、登録を行わない場合にはその旨及び理由を記載した通知書を速やかに作成し、申請者に対して通知するものとする。

(登録の効果)

第4条 登録を受けた企業・団体等（以下「登録企業・団体等という。」）は、自らについて、「瀬戸内ブランドサポーター」の名称を用いることともに、瀬戸内ブランドの認知・理解促進のために作成された商品以外の広告物等、基準を満たすものについて、「瀬戸内キャンペーンマーク」を使用することができる。

- 2 推進機構は、「瀬戸内ブランドサポーター」の応援活動などを、推進機構の公式サイトに掲載する。

(名称の無断使用の禁止及び中止通知)

第5条 登録していない企業・団体等は、自らについて、「瀬戸内ブランドサポーター」の名称を用いてはならない。

- 2 推進機構は、前項に違反する又は違反するおそれのある企業・団体等に対し、「瀬戸内ブランドサポーター」の名称の使用を中止する旨を通知するものとする。

(登録の取り消し)

第6条 推進機構は、登録企業・団体等が登録を行った後に次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、当該登録を取り消すものとする。

- (1) 推進機構の信用を傷つける行為を行ったとき
- (2) 公序良俗に反する又は反するおそれのある行為を行ったとき
- (3) 消費者の利益を害する又は害するおそれのある行為を行ったとき
- (4) 反社会的勢力等の排除に関する関係法令（地方公共団体が制定する条例を含む）及び関係行政指針に違反する行為を行ったとき
- (5) 特定の政治、思想または宗教の活動の支援につながる又はつながるおそれのある行為を行ったとき
- (6) 特定の個人、企業、団体等の売名行為につながる又はつながるおそれのある行為を行ったとき
- (7) その他、推進機構の取組に支障をきたす又は支障をきたすおそれのある行為を行ったとき

(その他)

第7条 この要項に定めるもののほか、瀬戸内ブランドサポーター登録に必要な事項は推進機構が別に定める。

附則

この要項は、平成28年5月1日から施行する。